

改正

平成23年11月16日告示第351号

平成24年3月27日告示第70号

平成28年3月31日告示第72号

焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、焼津市が発注する建設工事の請負、建設工事に係る測量、調査、設計又は監理等の委託並びに物品の製造の請負、買入れ、売払い、借入れ及びリース並びに役務の提供の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格について定めるものとする。

(資格審査申請)

第2条 競争入札の参加資格の審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の表の申請区分ごとに別に定めるところにより市長に申請しなければならない。

申請区分	契約の種類
建設工事	建設工事の請負
建設工事関連業務委託	建設工事に係る測量、調査、設計又は監理等の業務の委託
物品製造等	物品の製造の請負、買入れ、売払い、借入れ及びリース
役務	役務の提供

(資格審査申請に必要な要件)

第3条 申請者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 政令第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 第6条の有資格者名簿への登録を受けようとする業種について法令(条例を含む。以下同じ。)に基づく許可、登録、届出等(以下「許可等」という。)が必要な場合には、当該法令の許可等を受けていること。
- (3) 建設工事に係る申請者にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 有資格者名簿への登録を受けようとする業種について建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に規定する審査の総合評定値を得ていること。
 - イ 次に掲げる届出を行っていること(届出の義務がある者に限る。)
 - (ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (4) 資格審査申請日の1年以上前から申請に係る事業を行っていること。
- (5) 法人税(個人事業主の場合は、所得税)並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 焼津市が課するすべての税の滞納がないこと。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等(申請者が個人事業主である場合にあつてはその者を、申請者が法人である場合にあつてはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であること。
 - イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していること。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していること。
 - エ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接

的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(8) 経常建設工事共同企業体の場合は、第1号から第7号までの要件のほか、別に定める要件を備えていること。

(資格審査)

第4条 市長は、第2条に規定する申請があった場合には、資格審査を行うものとする。

2 前項の資格審査は、年3回実施するものとする。ただし、第8条及び第9条に規定する申請並びに市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(代理人)

第5条 申請者は、契約締結等に係る代理人を選任することができる。この場合において、第3条第2号の許可等を受けているときは、当該代理人は、当該許可等を受けた本店、支店、出張所等の事務所に属している者でなければならない。

2 前項の代理人は、1人を限度とする。

(有資格者名簿への登録)

第6条 市長は、第4条第1項の資格審査を行った結果、申請者が第3条各号に掲げる要件のいずれにも該当していると認めるときは、当該申請者の名称、市内業者（焼津市内に本店等の主たる営業所を有する者をいう。以下同じ。）及び市外業者（市内業者以外の者をいう。）の別その他当該申請者に係る競争入札に必要な事項を有資格者名簿に登録するものとする。

2 前項の名簿は、第2条に規定する申請区分の別に調製するものとする。

3 参加資格の効力は、第1項の規定による有資格者名簿への登録をもって発生するものとする。

4 有資格者名簿の登録期間は、第2条の表に掲げる申請区分に応じ、建設工事及び建設工事関連業務委託にあっては登録日から起算して1年、その他の区分にあっては登録日から起算して2年とする。ただし、最初の登録、第9条の規定による申請に基づく登録及び次に掲げる者に係る登録の期間については、市長が別に定める期間とする。

(1) 経常建設工事共同企業体である者

(2) 決算日を変更した者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者

(格付)

第7条 市長は、有資格者名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）について、必要と認めるときは別に定めるところにより格付を行うものとする。

2 市長は、前項の格付を行ったときは、その結果を有資格者に対して通知するものとする。

(更新申請)

第8条 有資格者が、第6条第4項の有資格者名簿の登録期間の満了に伴い、当該名簿の登録について更新しようとするときは、当該登録期間の満了日の10日前までに別に定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

(合併等に係る特例申請)

第9条 有資格者から会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく合併、会社分割若しくは事業譲渡により当該事業を承継した者又は相続等により当該事業を承継した者は、別に定めるところにより、その都度、資格審査の申請をすることができる。この場合において、申請することができる者は、第3条各号に掲げる要件のいずれにも該当している者に限る。

(変更等の届出)

第10条 有資格者は、有資格者名簿に登録された事項について変更があったときは、速やかに市長に届け出るものとする。

(廃業等の届出)

第11条 有資格者が、合併、廃業等により参加資格を失ったとき、又は参加資格の辞退をするときは、速やかに届け出るものとする。

(有資格者名簿からの抹消)

第12条 市長は、有資格者が個人事業主の場合にあっては第1号、第2号及び第5号から第9号まで、法人の場合にあっては第3号から第9号までのいずれかに該当するときは、その者を有資格者名簿から抹消するものとする。

- (1) 死亡したとき。
 - (2) 廃業したとき。
 - (3) 合併又は破産手続開始決定等により消滅し、又は解散したとき。
 - (4) 合併又は破産手続開始決定以外の理由により解散したとき。
 - (5) 第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
 - (6) 次項の規定により登録業種がすべて抹消されたとき。
 - (7) 第10条の規定による届出を怠ったとき。
 - (8) 申請内容に虚偽があったとき。
 - (9) 有資格者名簿からの抹消を申し出たとき。
- 2 市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録業種を有資格者名簿から抹消する。
- (1) 有資格者が登録業種に必要な法令の許可等を失ったとき。
 - (2) 有資格者名簿に登録された営業所が登録業種に必要な法令の許可等を失ったとき。
 - (3) 有資格者が登録業種について、その事業の廃止又は有資格者名簿からの抹消を申し出たとき。
(資料提出等の請求)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱に定めるもののほか、申請者に対し、資料の提出、提示又は説明を求めることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年11月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月16日告示第351号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年1月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第2項第3号から第6号までの規定は、平成24年2月1日から施行する。
(告示の廃止)
- 2 次に掲げる告示は、廃止する。
 - (1) 物品製造等に係る競争入札に参加する者に必要な資格 (平成9年焼津市告示第157号)
 - (2) 物品製造等に係る競争入札参加資格の申請の時期、方法その他必要な事項 (平成9年焼津市告示第158号)
 - (3) 建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 (平成15年焼津市告示第38号)
 - (4) 建設工事の競争入札参加資格申請事項に係る変更等の方法 (平成15年焼津市告示第39号)
 - (5) 建設工事関連業務の委託契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 (平成15年焼津市告示第40号)
 - (6) 建設工事関連業務の競争入札参加資格申請事項に係る変更等の方法 (平成15年焼津市告示第41号)
- 3 この告示の施行 (附則第1項本文の規定による施行をいう。) の際廃止前の物品製造等に係る競争入札に参加する者に必要な資格の規定に基づき参加資格を認められている者は、この告示第1条の規定による改正後の焼津市物品製造等及び役務の提供の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱第6条の規定により有資格者として登録された者とみなす。
- 4 この告示の施行 (附則第1項ただし書の規定による施行をいう。) の際廃止前の建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び建設工事関連業務の委託契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の規定に基づき参加資格を認められている者は、この告示第2条の規定による改正後の焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱第6条の規定により有資格者として登録された者とみなす。

附 則 (平成24年3月27日告示第70号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日 (以下「施行日」という。) から施行する。
(経過措置)

2 改正後の焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱第6条第4項の規定は、施行日以後の有資格者名簿への登録について適用し、施行日前の有資格者名簿への登録については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日告示第72号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。